

ゴミ処理基本計画

平成21年 3月

平成28年10月(改正)

吉 野 町



目 次

第1章	計画の概要	1
第1節	計画の目標年度	1
第2節	計画の範囲	1
第2章	ごみ処理基本計画策定の趣旨	2
1-1	計画の趣旨	2
1-1	計画の目的	2
1-1	計画の期間	2
第3章	基本的事項の把握	3
第1節	地域の概要	3
1-1	地理的概況	3
1-2	土地利用状況	3
1-3	人口	3
1-4	世帯数	4
第2節	産業	5
2-1	産業構造	5
第3節	関連する計画	6
3-1	計画の位置づけ及び廃棄物関連法体系	6
3-2	奈良県廃棄物処理計画	7
3-3	奈良県環境総合計画	7
第4章	ごみ処理基本計画	8
第1節	ごみ処理の現状	8
1-1	ごみ処理の経緯	8
1-2	ごみ処理体系の概要（ごみ処理フロー）	8
1-3	収集ごみの量	9
1-3-1	ごみ発生量（一般収集ごみ量のみ）	9
1-3-2	収集別ごみの推移	9
1-4	収集運搬の現状	11
1-5	ごみ収集人口	11
1-6	最終処分場の現状	12
1-7	処理施設の現状	13
1-8	処理体系	13
1-9	一般廃棄物の区分及び排出方法等	14
1-10	将来人口の予測	15

1-11	ごみ排出量の予測	15
第2節	ごみ処理基本計画	16
2-1	基本方針	16
2-2	町民、事業者、行政の役割	17
2-3	ごみの発生抑制	18
2-4	再使用の推進	18

第1章 計画の概要

第1節 計画の目標年度

今回の見直しは、目標年次（平成30年度）は変更することなくごみ処理の状況に合わせた修正などの整理を行う。

したがって、前計画は平成21年度から平成30年度の10ヵ年としているが、今回の見直しにより、本計画の期間は平成28年度から平成30年度の3ヵ年とする。

第2節 計画の範囲

家庭系一般廃棄物である燃える（可燃物）ごみ、燃えない（不燃）ごみ、粗大ごみ、ビン、ペットボトル、カン類、古紙（新聞・雑誌・紙パック）の収集は、ステーション方式及び戸別収集方式で委託による実施をしているが、平成29年度から直営により、きめ細かな対応によるごみのない美しいまちづくりを目指す。

第2章 ごみ処理基本計画策定の趣旨

1-1 計画の趣旨

私たちの生活様式は時代の流れとともに便利で快適な暮らしを送れるようになってきている。その反面、大量の物が消費され大量のごみが排出されるようになり廃棄物問題や、大気の汚染、そしてオゾン層の破壊により地球温暖化が生じ地球環境問題に結びついている。国では資源を有効に活用するため廃棄物の発生抑制（Reduce）再使用（Reuse）、再生利用（Recycle）といった循環型社会を形成するために「3R」運動を推進している。

本町でも、廃棄物の現状を把握し循環型社会を目指し町独自の取り組みを推していくために、町民、業者、行政が一体となって次世代が過ごしやすい社会を形成するためにこの計画を作成していく。

1-2 計画の目的

廃棄物処理法律第6条第1項の規定に基づき本計画を策定する。

1-3 計画の期間

本計画は、期間を平成28年度から30年度までの3ヵ年とする。計画策定の内容に大きな変化があった場合には随時見直しを行う。

第3章 基本的事項の把握

第1節 地域の概要

1-1 地理的概況

吉野町は、奈良県の中央部、吉野郡の北部に位置し町の中央部を東から西に吉野川が流れている。その町域は東西14.2km、南北13.2km、面積95.65平方kmと広い面積を有している。一部は吉野熊野国立公園（9.65平方km）、吉野川・津風呂自然公園（20.15平方km）を有している。

1-2 土地利用状況

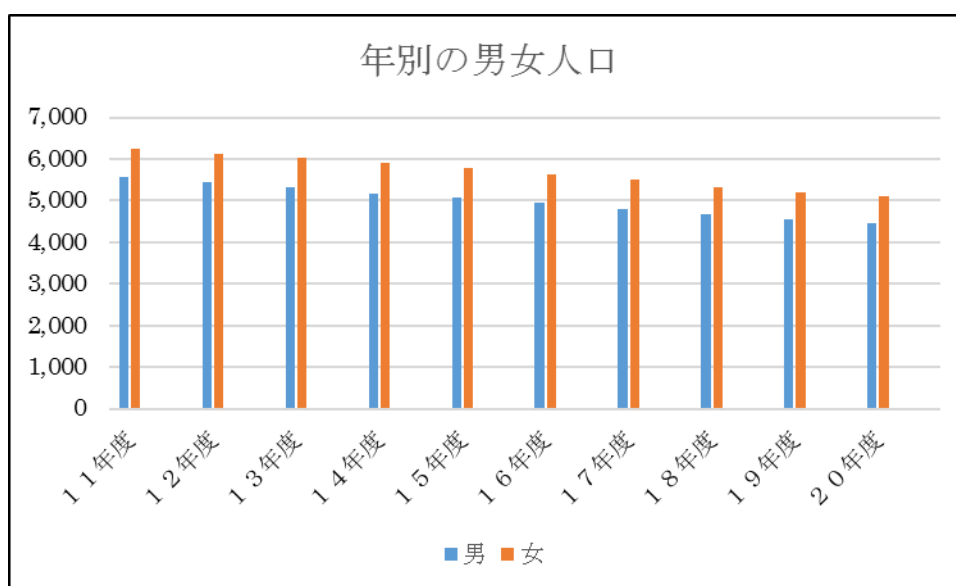
本町の地目別土地利用面積を示している。

(平成20年1月1日現在)

地目	面積 (㎡)	地目	面積 (㎡)
田	2,074,733	山林	33,069,102
畑	2,550,150	原野	535,053
宅地	1,739,638	雑種地	2,336,007
鉱泉地	19	その他	8,028,566
池沼	454,864		

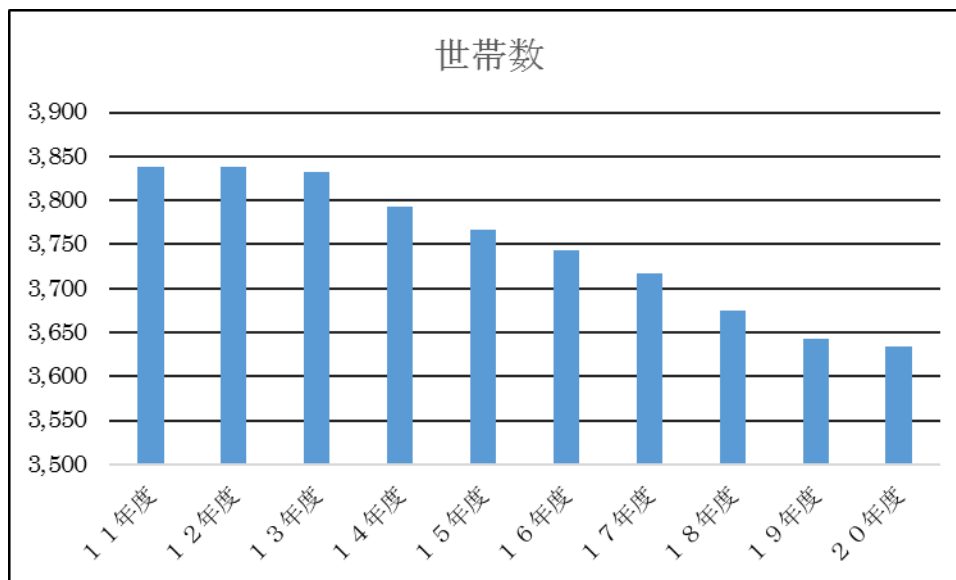
1-3 人口

平成11年から平成20年度までの過去10年間の男女別の推移を縦棒に示している。



1-4 世帯数

平成11年から平成20年度までの過去10年間の世帯数の推移を折れ線グラフに示している。



※平成11年から平成20年までの過去10年間の人口の推移及び世帯数

	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
男	5,576	5,436	5,328	5,175	5,075	4,960
女	6,238	6,125	6,037	5,903	5,772	6,637
計	11,814	11,561	11,356	11,078	10,847	10,597
世帯数	3,838	3,838	3,832	3,793	3,767	3,743

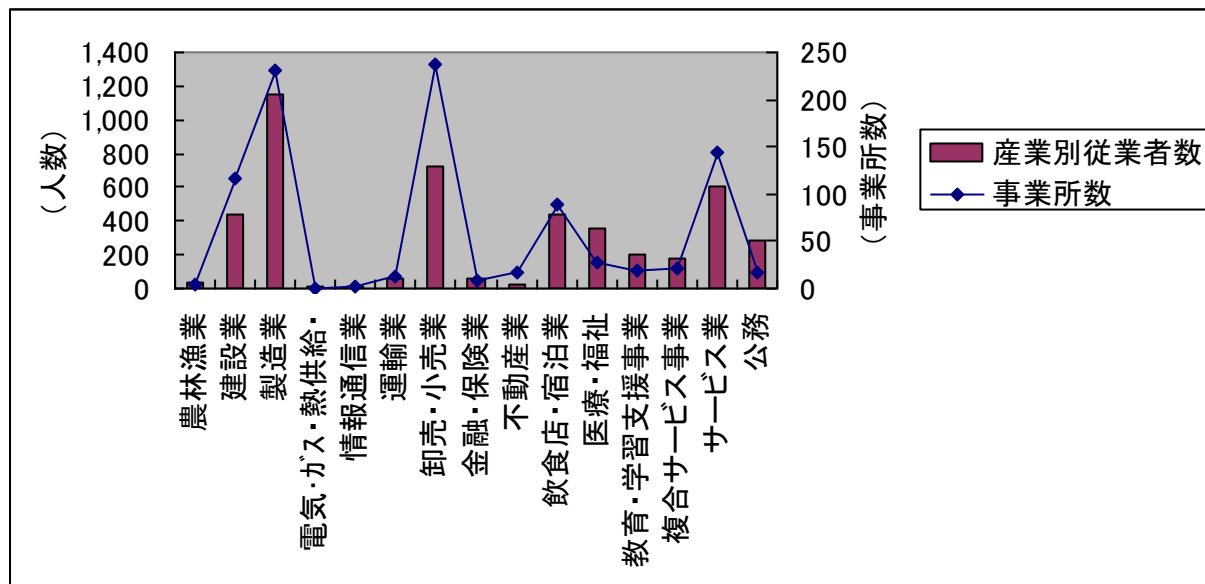
	17年度	18年度	19年度	20年度
男	4,810	4,669	4,560	4,447
女	5,493	5,335	5,212	5,100
計	10,303	10,004	9,772	9,547
世帯数	3,717	3,675	3,643	3,672

平成11年度の吉野町の人口は11,814人、世帯数は3,838世帯になっている。年々人口の減少が顕著に見られ又世帯数も年々減少している。

第2節 産業

2-1 産業構造

平成18年度における産業別従業者数を縦棒、事業所数を折れ線により示している。



平成18年度における産業別従業者数 () は事業所数

農林漁業	31人 (5)	不動産業	20人 (17)
建設業	436人 (116)	飲食店・宿泊業	442人 (88)
製造業	1,156人 (230)	医療・福祉	351人 (28)
電気・ガス等	11人 (1)	教育・学習支援	200人 (21)
情報通信業	13人 (3)	複合サービス	181人 (21)
運輸業	62人 (13)	サービス業	603人 (145)
卸売・小売業	724人 (238)	公務	285人 (16)
金融・保険業	57人 (8)		

吉野町の産業別人口は製造業の割合が最も多い。吉野町の土地柄は、温暖多雨地であることからスギ、ヒノキの生育に適していることから吉野杉の生産が多く、この吉野杉の端を加工して割り箸の生産が盛んである。しかし、時代の変化により地場産業の低迷、又高齢化により製造業の割合は減少していくと考えられる。

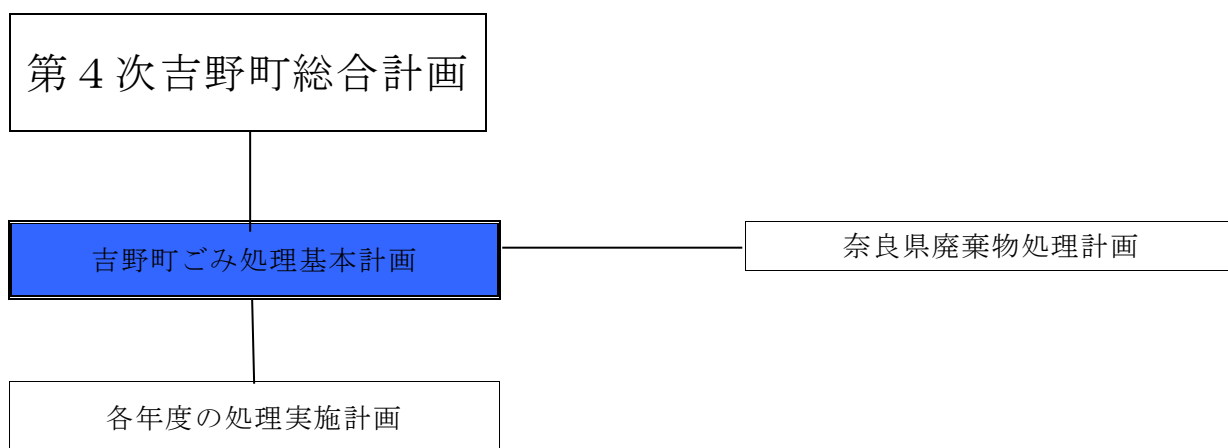
第3節 関連する計画

3-1 計画の位置づけ及び廃棄物関連法体系

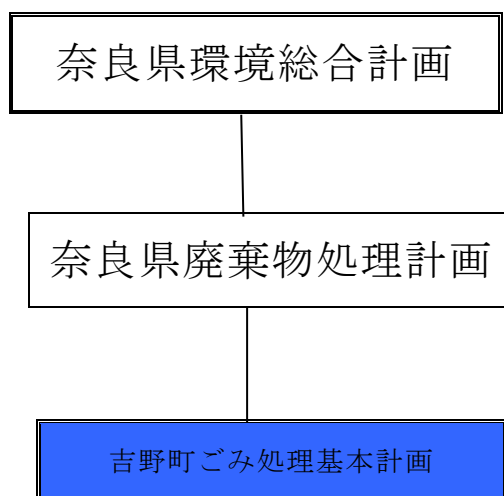
この計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項の規定に基づき定めるもので、上位計画である「第4次吉野町総合計画」で掲げることごみ処理分野における計画事項を具体化させるための施策方針について示すものである。

この「吉野町におけるごみ処理基本計画」の位置づけについて以下のとおり示す。

(吉野町におけるごみ処理基本計画の位置づけ)



(ごみ処理基本計画と関連計画の位置づけ)



3-2 奈良県廃棄物処理計画

奈良県廃棄物処理計画では、「奈良県環境総合計画」を上位計画とし、奈良県の廃棄物を取り巻く現状と課題を踏まえ、循環型社会の構築及び奈良県環境総合計画の目標を達成するための基本的な施策の方針が示されている。

3-3 奈良県環境総合計画

施策体系（7本柱）

- ・ 景観の保全と創造
- ・ 清流の保全と復活
- ・ 低炭素社会の実現
- ・ 循環型社会の構築
- ・ 安全な生活環境の確保
- ・ 生物多様性の保全
- ・ 人づくり・地域づくりの推進

上記の「奈良県環境総合計画」、の目標を達成するために、奈良県廃棄物処理計画では基本的な施策の方向が示されている。

施策の方針

- ・ 廃棄物の排出抑制の促進
- ・ 廃棄物の循環的利用の促進
- ・ 廃棄物の適正処理の推進
- ・ 廃棄物の不法投棄、不適正処理の撲滅
- ・ 災害廃棄物対策の推進
- ・ 県・市町村の連携・協働（奈良モデル）による施策推進

第4章 ごみ処理基本計画

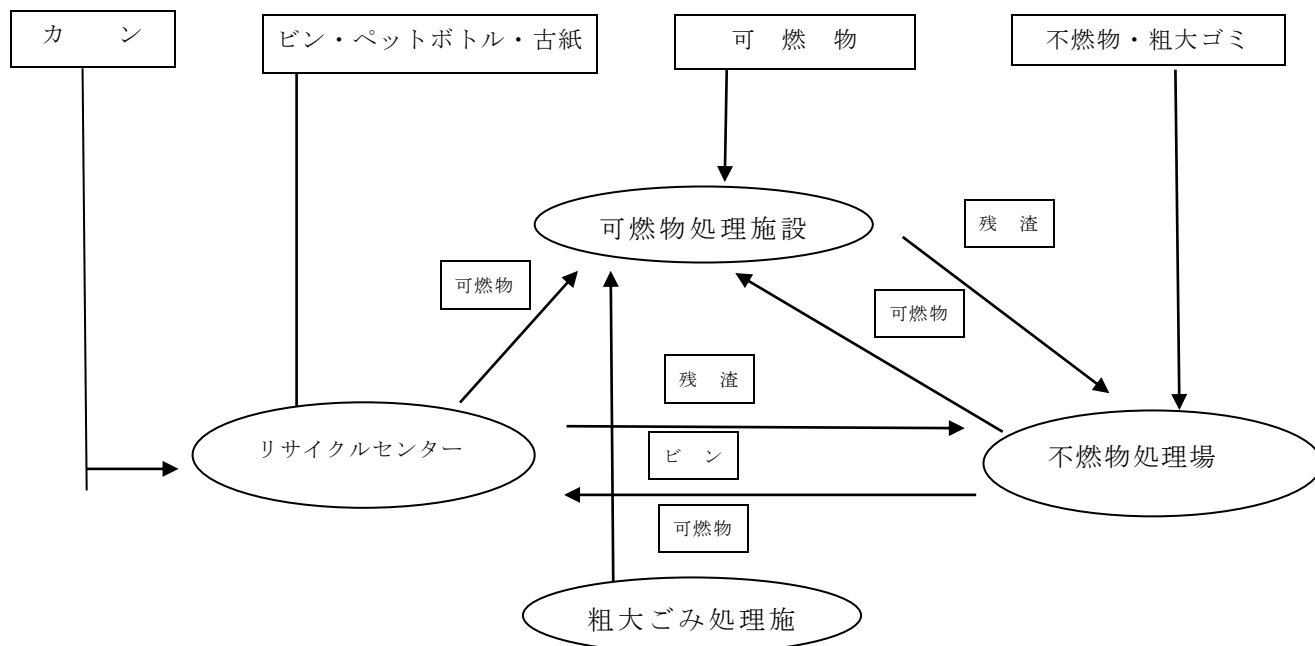
第1節 ごみ処理の現状

1-1 ごみ処理の経緯

吉野町における本格的なごみ処理施設は、昭和36年に旧清掃センター敷地に処理能力10トン/日の焼却施設を建設したのが始まりであり、その後昭和48年に同敷地内に吉野町役場清掃センター（処理能力20t/8h）、機械化バッチ式焼却炉）を建設し、今日に至る中間処理体制が確立した。

収集・運搬は全町域を対象とし、昭和58年に標高300mの立野地区丘陵地谷部に約1.4haの吉野町不燃物最終処分場を建設し、吉野町の管理のもとに吉野町行域を対象とした最終処分の受入体制が整った。

1-2 ごみ処理体系の概要（ごみ処理フロー）



燃えるごみは焼却処分を行い、不燃物はホッパに貯留後埋立処分をしている。鉄類・アルミ類は有価物として回収、圧縮成型し資源化再利用している。

可燃性及び不燃性粗大ごみは、せん断式破砕機で破砕後、可燃性は一時貯留し、焼却処分を行っている。不燃性はその他の不燃物（ビン・缶類）と共に回転式破砕機にて破砕し、その後、選別機械にて可燃物・不燃物・鉄類・アルミ類の4種類に分別している。

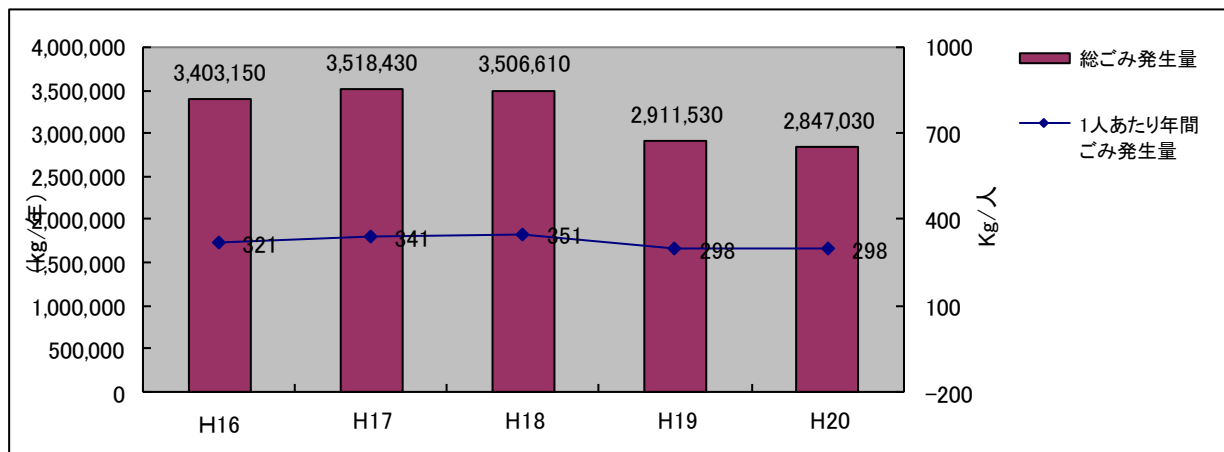
可燃物処理は平成29年度から奈良県橿原市において実施予定。

1-3 収集ごみの量

1-3-1 ごみ発生量(一般収集ごみ量のみ)

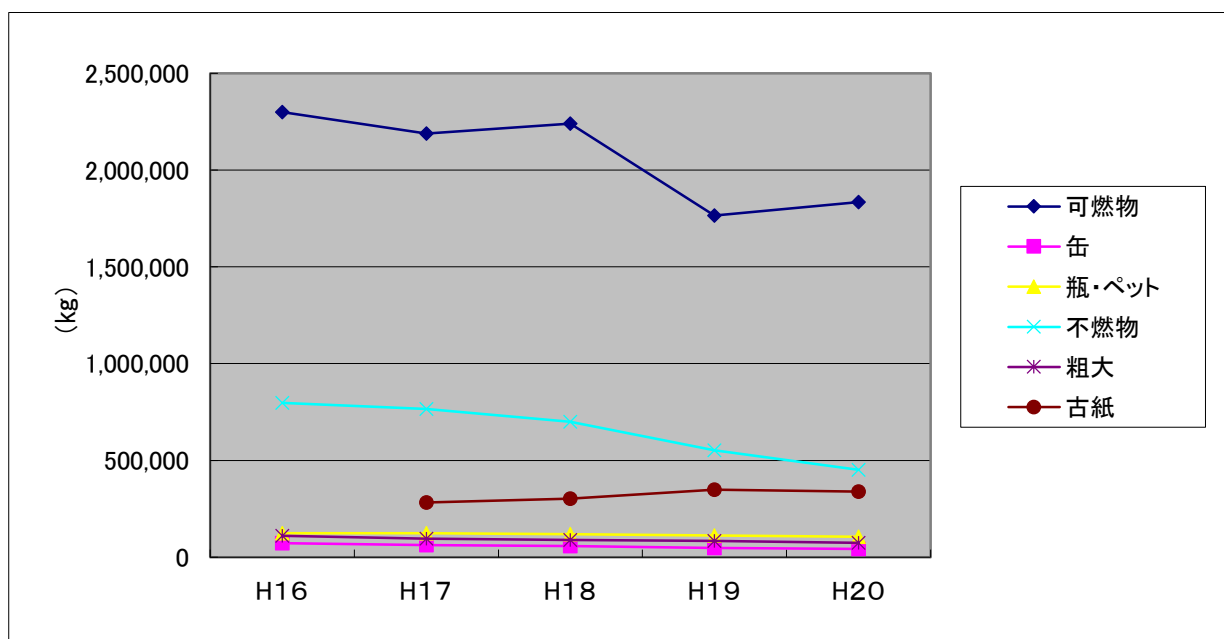
平成16年度から平成20年度までのごみ発生量を縦棒に示している。又各年度において町民1人あたり年間に発生した量を折れ線に示している。

※ごみの内訳(可燃物・不燃物・粗大・古紙類)



1-3-2 収集別ごみの推移

平成16年度から平成20年度までに発生した種類ごとの数値を折れ線に示している。



※平成16年から平成20年までに発生した種類ごとの数値 (kg)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
可燃物	2,298,920	2,188,170	2,239,550	1,764,490	1,834,340
缶	72,310	62,700	58,160	47,780	43,440
ビン・ペットボトル	124,110	124,510	117,960	112,890	104,860
不燃物	797,300	765,010	699,620	552,730	451,770
粗大	110,610	95,260	89,140	84,440	73,730
古紙	—	282,780	302,180	349,200	338,890
合計	3,403,150	3,518,430	3,506,610	2,911,530	2,847,030

1-4 収集運搬の現状

一般家庭系ごみの収集・運搬は独自の方法で行われており、全量委託により行っているが、H29年度から全量直営の予定。

事業系ゴミについては、それぞれの事業者と許可業者において対処することとしている。

一般家庭系ごみの収集・運搬の状況は下図のとおり。

種類	収集頻度	収集人員	勤務体制	収集車両・車種・台数
可燃性ゴミ	2回/週	2名	午前 7:30 午後 4:30	3t 塵芥車 3台
不燃性ゴミ	1回/月	2名	午前 7:30 午後 4:30	2t ダンプ 2台

1-5 ごみ収集人口

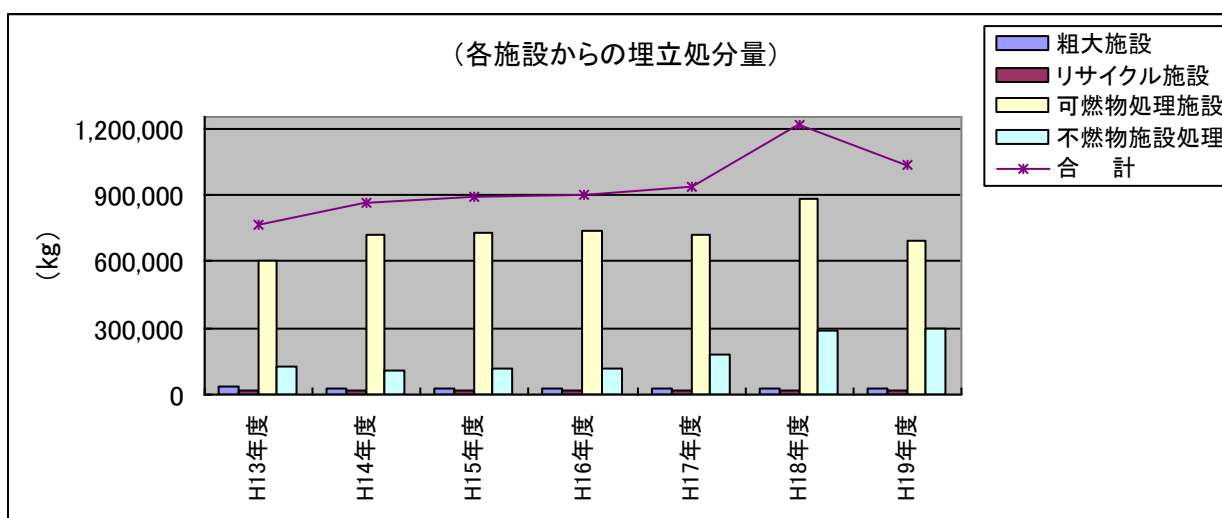
年度	人口	収集人口	収集割合 (%)
11年度	11,814	同 左	100
12年度	11,561	同 左	100
13年度	11,356	同 左	100
14年度	11,078	同 左	100
15年度	10,847	同 左	100
16年度	10,597	同 左	100
17年度	10,303	同 左	100
18年度	10,004	同 左	100
19年度	9,772	同 左	100
20年度	9,547	同 左	100

1-6 最終処分場の現状

平成13年度から平成19年度における本拠地のごみの最終処分量の推移を示す。

これによると平成13年度ごみ量に対する平成19年度の割合は、1.35%増加している。中でも不燃物ごみが年々増加しており、割合は2.48%と大幅に増加している。

最終処分場の残余容量は約19,000 m³となっており新たな最終処分場の確保、又は出来るだけ長く埋立ができるような延命策を検討し最終処分場再生に取り組む必要がある。



(最終処分場の現状)

施設名	吉野広域行組合最終処分場
所在地	奈良県吉野郡吉野町大字立野536番地
形式	管理型
稼動年月	昭和58年1月
面積	12,185 m ²
全体容量	100,000 m ³
残余容量	19,000 m ³

1-7 処理施設の現状

(1) 焼却処理施設

施設名	吉野広域行政組合吉野三町村クリーンセンター
所在地	奈良県吉野郡吉野町大字立野 767 番地の 2
形式	機械化バッチ方式
稼動年月	平成 4 年 4 月
処理能力	25 t / 8 h (12.5 t / 8 h 2 炉)

(2) 破碎処理施設

施設名	吉野広域行政組合粗大ごみ処理施設
所在地	奈良県吉野郡吉野町大字立野 767 番地の 2
形式	回転ハンマー及びせん断破碎方式
稼動年月	平成 5 年 4 月
処理能力	13 t / 5 h

(3) 再商品化等廃棄物保管施設

施設名	吉野広域行政組合リサイクルセンター
所在地	奈良県吉野郡吉野町大字立野 767 番地の 2
形式	—
稼動年月	平成 10 年 4 月
処理能力	ペットボトル減容機 (0.3 t / h)

1-8 処理体系

		可燃ごみ	不燃・粗大ごみ	カン・ビン・ペットボトル	古紙
収集方式		ステーション方式・戸別収集方式	ステーション方式・戸別収集方式	ステーション方式・戸別収集方式	ステーション方式・戸別収集方式
収集回数		2 回 / 週	1 回 / 月	1 回 / 月	1 回 / 月
容器指定		指定袋	指定袋・証紙	指定袋	—
処理方法		焼却	不燃物処理	リサイクル	リサイクル
体制	収集	委託 (平成 29 年度からは直営)	委託 (平成 29 年度からは直営)	委託 (平成 29 年度からは直営)	委託 (平成 29 年度からは直営)
	中間処理	一部事務組合での処理	一部事務組合での処理	一部事務組合での処理	一部事務組合での処理
	埋立処分	一部事務組合での処理	一部事務組合での処理	一部事務組合での処理	一部事務組合での処理

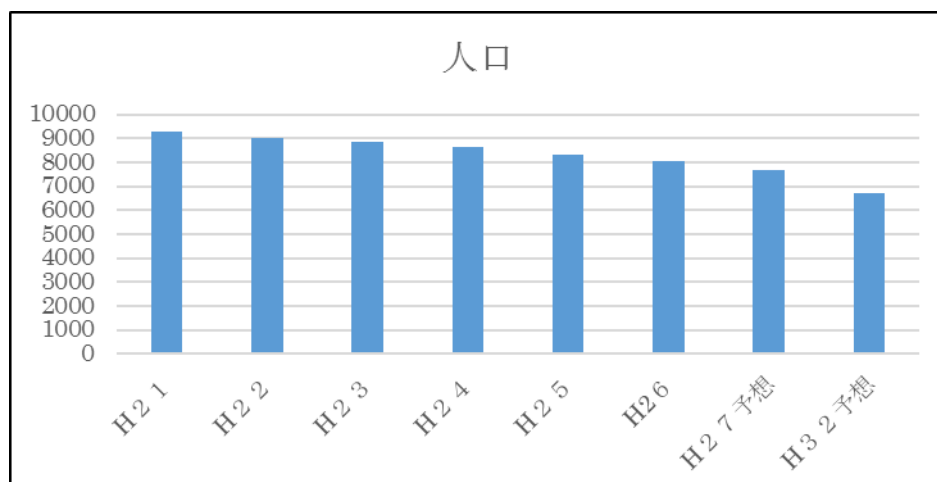
1-9 一般廃棄物の区分及び排出方法等

分別区分	内 容	収集 回収	排出 方法	有 料 制	
可燃物	調理くず・紙くず・木くず・ペットボトル以外の容器包装物	週2回	指定袋	袋(特大) 70円/枚 袋(大) 50円/枚 袋(小) 30円/枚	
不燃物	ガラス類・陶器類・乾電池・蛍光灯	月1回	指定袋	50円/袋	
粗大ゴミ	寝具・家具・自転車	月1回	証紙	100円/枚	
資 源 物	カン	飲料・缶詰等の空缶	月2回	指定袋	50円/袋
	ビン	飲料・調味料等の空きびん	月1回	指定袋	50円/袋
	ペットボトル	飲料・調味料等のペットボトル	月1回	指定袋	50円/袋
	紙パック	牛乳・ジュースの紙パック(中が銀色のものは除く)	月1回	十 字 結 束	無 料
	新聞	新聞紙・折込チラシ	月1回		
	雑誌	週刊誌・単行本・書籍・辞典など	月1回		
	ダンボール	ダンボール	月1回		
小動物死体	-----			63円/10kg	

※ 扱わないごみ

洗濯機・エアコン・テレビ(ブラウン管式、液晶)・ 冷蔵庫・冷凍庫・衣類乾燥機・薄型テレビ	家電リサイクル券を購入して、 販売店(家電リサイクル券取扱店)、 もしくはクリーンセンターに引 取ってもらってください。(別途 運送費運送費は必要です。)
---	---

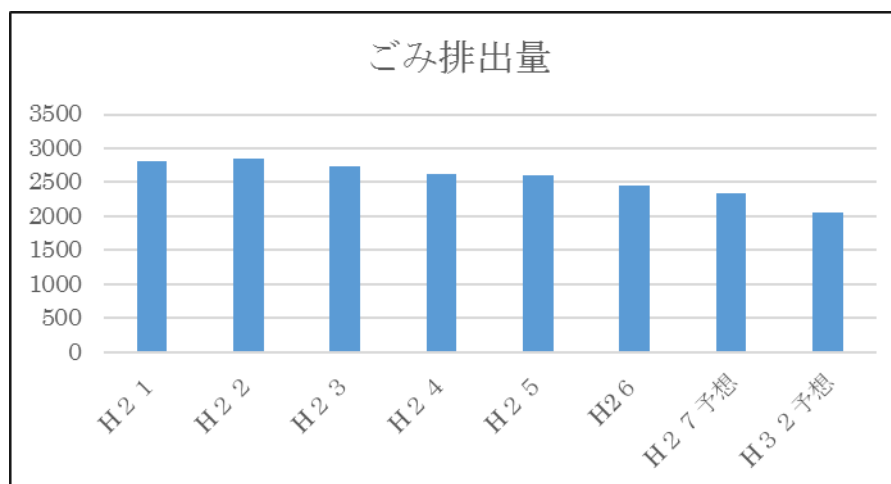
1-10 将来人口の予測



年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H32
人口 (人)	9,299	9,028	8,859	8,612	8,329	8,049	7,671	6,734

※H27年・H32年の人口予想は、国立社会保障・人口問題研究所の地域別将来推計人口による。

1-11 ごみ排出量の予測



年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H32
ゴミ量 (t)	2,780	2,716	2,652	2,588	2,523	2,459	2,340	2,054

※ごみの発生量の予測は、将来の予想人口に1人あたりの発生量'(H26)を乗じて計算している。

第2節 ごみ処理基本計画

2-1 基本方針

近年、核家族が増え物質的に豊かな生活ができるようになりました。単発的な安価な物が昼夜を問わず手に入るようになりそれにより多くのごみが発生し、そのごみから排出される二酸化炭素。又移動手段である車が増えそれから排出される二酸化炭素。それらが地球温暖化の原因の一つとなっています。快適さが地球環境の悪化の温床となっている。

国では、大量生産・大量消費・大量廃棄という社会経済システムが見直され平成12年度に循環型社会形成推進基本法が制定された。

本町のごみの発生量は人口と鑑みても減少しなければならない状況であるが、ほぼ横ばい状態が続いている。ごみ発生量と人口の推移を結びつけて考える事はできない。つまり、個々の大量消費、大量廃棄のスタイルが浸透しているように考えられます。

そこで、国が掲げている3R。ごみの発生を抑制(リデュース: Reduce)、再使用できるものは利用(リユース: Reuse)、ごみとなってしまった物は分別を行い再生利用(リサイクル: Recycle)。いわゆる物を大切にするライフスタイルの重要性の認識を広め、住民、事業者、行政がそれぞれの自覚を持ち着実に実行することによって住みよい環境を作っていけるように実践していく。

町民・事業者・行政が協働し、

循環型社会の構築を目指す。

本町では、ごみの発生量の抑制、再使用、再生利用である「循環型社会」の実現に向けた取り組みを実施していきます。

基本方針

- ・ 町民、業者、行政の協働体制の充実
- ・ ごみの発生抑制
- ・ 再使用の推進

2-2 町民、事業者、行政の役割

循環型の社会システムでは、すぐにごみとなるような物は購入しない、過剰包装を断る、買い物袋を持参する等の取り組みによりごみの発生を抑制する。再使用できるものは利用する。ごみとなってしまった物はきっちりと適正処理をし、分別を行い再生利用する。これらを組み合わせた「3R」は行政だけでは推進していくことはできない。町民・事業者・行政が一体となり相互に連携を図っていくことが必要である。

町民、事業者、行政がそれぞれの役割を認識し、又共に考え行動し循環型の構築を推進していく。

町 民

環境に負荷を与えていることを自覚し大量消費、大量廃棄の生活様式から循環型社会の形成に向けたライフスタイルへの転換を図っていく。

物を購入する時は、使い捨てる物は購入を控え詰め替え商品を利用する。**過剰包装、梱包はしない。長期的に使用できる物、修理等ができる物を選ぶ。飲食物は多く買すぎない。レジ袋削減のため買い物時は自前の買い物袋を持参する**等減量化・資源化に向けた活動に積極的に取り組んでいく。

事 業 者

事業活動全般で環境に配慮し、**長持ちするものを作り修理体制の確立に取り組み、使用済みのものを回収していく。また、適切なリサイクルや処理や処分が行われるよう情報を公開する。**

ごみの排出者としても環境に負荷を与えていることを自覚し、減量化・資源化に向けた活動を推進していく。

行 政

循環型社会を形成する上でのコーディネート役として普及啓発や情報提供、情報交換を積極的に行い、町民・事業者の自主的・主体的な取り組みを支援していく。

また、ごみの排出者としても環境に負荷を与えていることを自覚し、減量化・資源化に向けた活動を推進していく。ごみを徹底的に分別することにより、不用品が最大限、資源として循環させる取り組みとして、広報「よしの」に「間違えていませんか？ごみの出し方」により間違った出し方、正しい出し方について周知しているが更に重点を置いて実施する。

又ごみ収集日程カレンダーにより分別区分を明確にし、ごみの正しいごみの出し方についても更に周知する。

ごみを出さない生活へ転換するためには、住民一人ひとりがごみを出さない生活を考え、それを行動に結びつける必要がある。ごみ減量についての知識や習慣を身につけることも循環型社会形成のための大切な取り組みとなる。ごみを出さない生活に関連する情報の提供等の施策の展開を図っていく。

。

2-3 ごみの発生抑制

国で策定した「循環型社会形成推進基本計画」では平成22年度までに1人1日あたり家庭から排出するごみの量を平成12年度より約20%削減、1日あたりに事業者から排出するごみの量を平成12年度より約20%削減することを目標としている。

奈良県では、平成20年に策定した「第2次奈良県廃棄物処理計画」では、平成19年度に対し、平成22年度において排出量を5%減としている。

ごみの発生を抑制するには、何よりも各自がごみを出さない意識が重要である。しかし、人間が生活していく上ではごみを出さない生活はできない。そのためできる限りごみの発生を抑制し、ものを大切に生活様式を実践していくことが求められている。排出者責任を明確にするとともに町民、事業者、行政がお互いに知恵を出し、それぞれの立場で出来る事を実践していくことがごみの排出抑制・減量化につながっていく。

発生・抑制排出に向けた取り組みの中で今後検討していくべき事項

○スーパー等のレジ袋の有料化。

○吉野三町村クリーンセンターへのゴミ持込み料の値上げ。

があげられる。これらについては町内のごみの排出量、他町村の動向などをみながら広く意見を収集し検討していく。

町民・事業者・行政がそれぞれ役割分担をし、ゴミの排出抑制・減量化を推進していく。本町でもごみ排出量を目指し数値目標を設定する。

■目標年度（平成22年度）

■数値目標（町民1人あたりの総ごみの排出量）

平成19年度 816 g/人・日を、775 g/人・日を目指す。

2-4 再使用の推進

大量生産、大量消費が続けられごみの処分はただ処理すればよいと考えられてきた。現在では処分場の不足などの問題が起こっている。これらの問題を少しでも解決していくために循環型の社会を形成していく必要がある。出てしまったごみはそのまま廃棄するのではなく、資源化可能な物は分別を行い適切な資源として有効に利用していく。ごみの排出者自らが資源可能なものの分別を行い適切な手法により資源として有効に利用していくことが資源化率の向上につながる。

現在、アルミ、スチール、段ボール、紙パック、ガラス、ビン、ペットボトル等資源ゴミとして分別収集をおこなっているが、可燃ゴミとして焼却処理をしてきた物を資源として再利用出来る物がないかを検討していく。